

市内で「3密回避」をおこないながら 事業に取り組む事業者を応援します！

「密閉」「密集」「密接」空間を生み出さないように、対策を行う市内事業者を島田市がバックアップします。

3密回避補助金

◎ 対象事業者（次のすべての要件に該当する事業主）

- (1) 市内に事務所または事業所を有する中小企業者または各種法人などであること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として、密閉・密集・密接の「3密」を回避できるよう
対象期間内に対策を行った事業者であり、かつ今後も事業を営む意志があること。
- (3) 3密回避対策の実施場所が市内の事業所であること。

※工事は市内事業者を使うこと（物品の購入も市内事業者からの購入を優先すること。）

◎ 対象期間 令和2年5月14日(木)～12月31日(木)

※対象期間内に申請ができるのは、1事業者1回まで

◎ 交付額 対策費用の2/3（補助限度額：10万円）

※工事内容や購入した物品等が、他の補助金等の交付の対象となっている場合については、3密回避補助金の対象となりませんのでご注意ください。

◎ 申請方法

以下の資料を準備の上、市役所商工課へ提出してください。

- (1) 申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 事業実績書（様式第2号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 明細の分かる書類
- (5) 完成写真（工事の場合または物品購入1品あたり20,000円以上あるものに限る）

（ ・島田市HPからのダウンロード
・商工課での受け取り
いずれも可能です



◎ 申請受付期間 令和2年6月2日(火)～令和3年1月4日(月)

3密とは？

- ① 換気の悪い「密閉」空間
- ② 多数が集まる「密集」場所
- ③ 近所で会話や発声をする「密接」場面

3つの条件がそろう場所がクラスター（集団）発生のリスクが高いといわれています。
新型コロナウイルスへの対策として、3つの「密」が重ならないように工夫することが重要です。

密閉

「部屋が広ければ大丈夫」「狭い部屋は危険」というものではなく、カギは『換気の程度』になります。密閉空間にしないよう、こまめな換気を心がけましょう。

密集

隣の人と一つ飛ばしに座る、互い違いに座る、2メートル以上の距離を取る…など、密集しないように、人と人の距離をはかりましょう。

密接

密接した距離での会話は、ウイルスを含んだ飛沫を飛ばしてしまう可能性があります。マスクの着用、十分な距離の確保などで人との密接を避けましょう。

【申請・問い合わせ先】 島田市役所産業観光部商工課

〒427-8501 島田市中心街1-1（本庁舎2階）

TEL：0547-36-7146 FAX：0547-37-8200（平日8:30～17:15）

Q. 3 密回避対策とはどのようなもの？

チラシ裏

A. 密閉・密集・密接の「3密」を回避できるような対策や、ウイルス感染拡大を防ぐ対策を指します。

※この補助金は、3密回避に対する対策の場合のみ、補助の対象となります。

密閉

【設備・工事等】

- ・換気設備の工事
- ・網戸の設置

【物品】

- ・空気清浄機 等

密集

【設備・工事等】

- ・テレワーク環境の整備
- ・オンライン会議等の環境整備

【物品】

- ・ガイドロープ
- ・フロア誘導ステッカー 等

密接

【設備・工事等】

- ・セルフレジの導入・キャッシュレス化
- ・アクリルパネル設置

【物品】

- ・消毒液
- ・非接触型体温計 等

工事内容や対象物品について、ご不明な点があれば商工課へお問い合わせください。

TEL:0547-36-7146 (平日8:30~17:15)

Q.「中小企業者」とはどういう事業者を指しますか？

A.	業種分類	中小企業基本法の定義	業種分類	中小企業基本法の定義
	製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が 3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額又は出資の総額が 5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100人以下の会社及び個人

Q.「各種法人」とはどのような事業者を指しますか？

A. 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人などを指します。その他の法人等につきましては、商工課までお問合せください。

Q.業種や営業年数などは問いますか？

A. 3密回避補助金では、業種や営業年数は問いません。市内に事務所または事業所を有する中小企業者または各種法人などの方で、3密回避対策を行っていただいた事業者であれば対象となります。

Q.対象期間延長前(9/30以前)に申請しましたが、期間延長後に再度申請はできますか？

A.この補助金では、対象期間内に申請できるのは1回のみとなりますので、一度交付の決定を受けている場合には、再度申請することはできません。

Q.国や県から補助金を受けてるものは対象になりますか？

A.国や県などからの補助金に申請をしている(する予定のある)経費については、**3密回避補助金の対象になりません。**

Q.申し込みから入金までの期間は？

A.審査通過後、おおよそ1週間から10日程度のお時間をいただく予定です。

Q.中小企業者等応援給付金などの給付金と併用はできますか？

A.併用可能です。給付金と補助金は制度が異なるため、給付金を受け取っている事業者も、3密回避補助金のご利用は可能です。

Q.実績の報告はどのようなタイミングでしたらいいですか？

A.この補助金では、申請と同時に実績の報告が必要になります。

Q.対策費用が20万円の場合の補助金は？

A.この補助金の限度額は10万円となるため、10万円の補助となります。

※補助金額は、対策費用の2/3(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度額としています。

その他、ご不明点等ございましたらお気軽に担当までご連絡ください。